

議案第6号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="331 357 416 384">附 則</p> <p data-bbox="264 419 398 446">(施行期日)</p> <p data-bbox="253 480 331 507">1 略</p> <p data-bbox="264 541 651 568">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p data-bbox="253 601 331 628">2 略</p> <p data-bbox="253 662 1084 927">3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p data-bbox="253 960 1084 1163">4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p data-bbox="253 1197 1084 1347">5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別</p>	<p data-bbox="1209 357 1294 384">附 則</p> <p data-bbox="1142 419 1276 446">(施行期日)</p> <p data-bbox="1131 480 1209 507">1 略</p> <p data-bbox="1142 541 1529 568">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p data-bbox="1131 601 1209 628">2 略</p> <p data-bbox="1131 662 1962 927">3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和2年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p data-bbox="1131 960 1962 1163">4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和2年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p data-bbox="1131 1197 1962 1347">5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別</p>

表第4 職員の配置の項第2号の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

6・7 略

(経過措置)

8・9 略

表第4 職員の配置の項第2号の規定の適用については、令和2年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

6・7 略

(経過措置)

8・9 略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p>

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和2年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども

園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和7年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助

園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和2年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和2年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助

者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。